国債先物ペアオフネッティング制度導入に係る制度要綱

２０２１年１１月２６日
株式会社日本証券クリアリング機構

Ⅰ．趣旨

当社は、上場デリバティブ清算業務における国債証券先物取引に係る受渡決済と国債店頭取引清算業務における国債証券の決済について、決済の円滑性及び効率性の向上を図るべく両決済をネッティング（以下「国債先物ペアオフネッティング」という。）する制度を導入する等の制度改正を行う。

Ⅱ．概要

項目	内容	備考
１.国債先物ペアオフネッティング制度の対象		
（１）対象となる清算参加者	・ 国債先物等清算資格及び国債店頭取引清算資格の両方を有する清算参加者のうち、あらかじめ当社が定める申請を行っている清算参加者（以下「ペアオフネッティング利用申請参加者」という。）を国債先物ペアオフネッティング制度の対象とする。	
（２）対象となる清算対象取引	・ 当社が債務引受けを行う以下の取引に係る決済を国債先物ペアオフネッティング制度の対象とする。 ✓ 上場デリバティブ清算業務における、中期国債先物、長期国債先物及び超長期国債先物における受渡決済（以下「国債先物現物受渡決済」という。）。 ✓ 国債店頭取引清算業務における、個別銘柄取引（売買、現金担保付債券貸借取引及び銘柄先決め現先取引）に係る証券引渡債務又は金銭支払債務（以下「国債店頭個別銘柄決済」という。）。	
（３）成立の条件	・ 当社はペアオフネッティング利用申請参加者における国債先物現物受渡決済及び国債店頭個別銘柄決済に係る決済予定を対象として次の条件によって同	

項目	内容	備考
	額面相当の国債先物ペアオフネッティングを成立させる。 ✓ 一清算参加者において国債先物現物受渡決済の受渡決済期日を決済日とする同一銘柄の国債証券について国債先物現物受渡決済及び国債店頭個別銘柄決済の決済予定が存在し、当社への引渡し又は当社からの受領の別が異なる場合。 ✓ 国債先物現物受渡決済及び国債店頭個別銘柄決済それぞれにおいて、国債先物ペアオフネッティングの対象となる当社への引渡し数量合計と当社からの受領数量合計が同一となる数量。 ・ 国債先物ペアオフネッティングの成立の計算を行った結果に基づく決済予定は決済日の前営業日に当社から通知する。 ・ 国債先物ペアオフネッティングの成立の計算に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当社が国債先物ペアオフネッティングを行わないことが適当と認める場合には、これを行わない。	
（４）決済の扱い	・ 国債先物ペアオフネッティングが成立した決済は、当初の決済開始時点において決済が完了したものとみなす。	・ 債権債務の相殺を行うものではなく、国債先物ペアオフネッティングの成立時に遡った債務消滅は適用されない。 ・ 成立の対象とならなかった決済予定については従前と同様に決済を行う。
（５）決済代金の差額の扱い	・ 国債先物ペアオフネッティングが成立した国債先物現物受渡決済に係る受渡決済代金と国債店頭個別銘柄決済に係る決済金額について相違がある場合、その差額を国債店頭取引清算業務におけるＦＯＳ決済において授受する。	
２．証拠金等の扱い		

項目	内容	備考
（１）所要額の計算	・ 上場デリバティブ清算業務における取引証拠金等所要額及び国債店頭取引清算業務における当初証拠金等所要額は、国債先物ペアオフネッティングが成立した場合においても再計算は行わない。	
（２）破綻処理における取扱い	・ 国債先物ペアオフネッティングの計算を行った結果に基づく決済予定の通知から決済完了までの間にペアオフネッティング利用申請参加者の破綻等が生じた場合、当社は必要に応じて通知した国債先物ペアオフネッティングの成立を取り消すことができる。	

Ⅲ．実施時期

国債店頭取引清算業務における国債清算システムのリプレースの稼働（２０２２年１月１１日を目途）にあわせて実施する。

以　上